

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出等について

1 提出上の注意

- ・届出書は、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）ごとに作成してください。
- ・同一工事で複数年度にわたる場合は、1回提出するだけで結構です。
- ・同一敷地内で別の時期に行う別工事の場合にあっては、そのつど届け出が必要です。
- ・提出部数は2部（正本）です。
- ・代理の方が届け出を行う場合には、委任状（任意様式）を添付してください。
- ・埋蔵文化財照会・協議票及び発掘調査承諾書（各1部）を提出してください。

2 届出書の記入方法

- ・届出年月日は、東御市教育委員会に提出した日です。
- ・届出書（裏面）にある択一式の記入箇所は、該当するいずれかを漏れなく○で囲んでください。なお、遺跡の種類・名称は、事前に当教育委員会にお尋ねください。
- ・太枠内は漏れなく記入してください(上下の細線欄内は記入する必要はありません)。
- ・所在地欄には住居表示(丁目、番、号)もしくは地番を記入してください。
- ・面積欄には、工事対象もしくは敷地面積(建設面積ではありません)を記入してください。道路等の場合は、対象道路等全体の工事延長、幅員を記入してください。
- ・土地所有者が複数の場合は、代表者氏名と他○名としてください。
- ・遺跡の現状欄には地目ではなく、現在の土地利用形態を記入してください。
- ・工事の概要欄には、構造・面積などを簡潔に記入してください。
- ・工事主体者欄は、届出者と同じにしてください。
- ・施工責任者欄には、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入してください。なお、未定の場合は、「未定」としてください。
- ・着手時期・終了時期欄には、現在予定している時期を記入してください。なお、終了時期の不明な場合は「未定」としてください。
- ・参考事項欄には、事前の工事予定（解体等）などがあれば記入してください。

3 添付書類（A4版で両面印刷）

（1）地図（工事箇所を赤色で明示）

- ・位置図は、1/500 または 1/1000
- ・地形図は、1/1500～5000（住宅地図でも可）

（2）工事概要図

- ・平面図は、工事範囲全体が入ったもの（建物2階以上の平面図は不要）
- ・断面図は、地下の掘削状況が判断できるもの

（3）写真

- ・工事箇所の全景が映っているもので、方向を変えて2枚程度（カラーコピー、デジカメプリントも可）